

令和5年神審第36号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月8日19時30分

高知県安芸漁港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.4トン

登 録 長 11.17メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 324キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に船室を有した操舵室を配し、同室前部中央に操舵輪を、その前方にレーダー、魚群探知機、GPSプロッターを、左舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人及び甲板員1人が乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年7月8日18時50分安芸漁港を発し、同漁港南方沖合9海里的の釣り場に向かった。

ところで、Aの業務規程に記載の運航基準は、出航地、案内する釣り場及び出航地から同釣り場までの間において、波高が4メートル以上、風速が毎秒15メートル以上、または海上警報が発表されている場合、出航の中止または帰航するよう規定されていた。

発航に先立ち、a受審人は、安芸漁港付近の道路から見て、沖合に波が立っている海域を認めたので、平素より速力を減じて航行することとし、出航予定時刻前に乗船した釣り客には、乗船中の注意事項を指示したものの、同海域で船首部に高起した波を受けると、船首が持ち上がり、釣り客が跳ね上げられたのち落下して負傷するおそれがあったが、出航予定時刻に約15分遅れて乗船した釣り客（以下「最終釣り客」という。）には、出航を急ぐことに気をとられ、船室に入るよう指示するなど、同釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、操舵輪の左舷後方に立った姿勢で操船に当たり、19時05分安芸港沖防波堤灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）から265度（真方位、以下同じ。）460メートルの地点で、針路を177度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、最終釣り客が船首甲板上に置いたクーラーボックスの上に腰を掛けていることに気付かず、釣り場に向け続航中、19時30分僅か前船首部に高起した波を受け、船首が持ち上げられるとともに同釣り客が跳ね上げられ、19時30分沖防波堤灯台から185度1.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、船首が海面に急激に降下して最終釣り客も落下し、同クーラーボックスに腰を打ち付けた。

当時、天候は曇りで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近海域には南方から波高1.5メートルの波浪があり、日没時刻は19時18分、常用薄明の終わりは19時46分であった。

その結果、最終釣り客が第12胸椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、安芸漁港を発航するにあたり、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、日没後の薄明時、同漁港南方沖合において、船首部に高起した波を受け、船首が持ち上げられて急激に降下し、最終釣り客が跳ね上げられた後、落下して腰掛けていたクーラーボックスに腰を打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、安芸漁港沖合に波が立っている状況下、同漁港を発航する場合、沖合に波が立っている状況を認めていたのだから、船室に入るよう指示するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、出航を急ぐことに気をとられ、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、日没後の薄明時、同漁港南方沖合において、船首部に高起した波を受け、船首が持ち上げられて急激に降下し、最終釣り客が跳ね上げられ

た後、落下して腰掛けていたクーラーボックスに腰を打ち付ける事態を招き、同釣り客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明